

**第54期 第11回 熊本地方最低賃金審議会（令和6年度第4回）
議事録**

- 1 日時 令和6年8月9日（金） 14時00分～16時00分
2 場所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室
3 出席者
（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、本田委員
（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員
（熊本労働局） 金成労働局長
【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

- 4 議題
（1）熊本県最低賃金改正の答申について
（2）その他

5 議事内容

指導官 定刻となりましたので、ただ今から、第54期第11回（令和6年度第4回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告をさせていただきます。本日の委員の御出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中14名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項（委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席）の、定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

続きまして公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、本審議会は原則として公開することとなっております。

本日は、一般の方から1名、報道機関7社から取材および傍聴の申込がっておりますので報告いたします。

それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

会長 皆様こんにちは。この間、専門部会では審議を重ねまして、ようやく本日一定の結論を出したところです。これにつきまして、再度皆様にこの後お諮りをいただければと思っております。本日はよろしく申し上げます。

指導官 申し訳ございませんが、カメラ撮りは一旦ここまでとさせていただきます。

会長

議題1の「熊本県最低賃金改正の答申」についてです。

熊本県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会を6回開催したところでございますが、審議の結果、全会一致での結論ということにはなりませんので、専門部会報告に基づきまして、皆様に審議をお願いすることとなりました。

事務局は報告書を各委員に配布してください。

お手元に報告書が配付されましたでしょうか。それでは、事務局は報告書の朗読をお願いします。

指導官

朗読します。

令和6年8月9日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会

部会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月8日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、調査審議において、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であることは全委員共通の認識であった。これについて、当専門部会としては熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対する建議が行われることを要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

- 1 公益代表委員
倉田 賀世 諏佐 マリ 本田 悟士
- 2 労働者代表委員
齊藤 智洋 西 広継 山本 寛
- 3 使用者代表委員
岩永 秀則 浦田 隆治 原山 明博

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり（令和6年10月5日予定）

以上です。

会長

ありがとうございます。それでは、部会長を務めました私から審議経過につきまして報告をいたします。

まず、1回目の金額提示でございますが、労働者側からは現行プラス152円の1,050円、使用者側からは現行プラス32円の930円という形で金額を御提示いただいたところです。差額としては120円ということで、当初はかなり開きのある金額となっておりました。

それぞれの理由についてですが、労働者側からは、労働者の最低生活保障額というものをこの最低賃金によって保障していかなければならない、ということ、それから、とりわけ非正規等の未組織労働者に対してこの最低賃金の効果というのを波及させていかなければならないということが主たる御主張の理由でございました。

他方で、使用者側といたしましてはとりわけ、中小零細企業等におきましては経営状況が厳しいところも少なくなく、企業の中で二極感化が広がっているといった状況については一定程度考慮を必要とするといったこと、また、消費者物価指数等、実数的な数値に基づいた根拠のある議論をすべきだといった御主張がなされたところです。

その後、6回の専門部会を重ねて、審議を続けてまいりましたが、最終的に見解の一致には至らず、本日午前中に開催された専門部会におきまして公益見解をお示しするという形になりました。

ここで、お示しいたしました公益見解につきまして、理由を重ねて御説明しておきたいと思っております。

今年度、中央最低賃金審議会の目安額が50円という形で算出をされております。熊本県の現行の最低賃金から致しますと5.57%アップということで、使用者が当初、1回目の見解を出すにあたりまして参考にされましたCラン

ク全体の物価の上昇率から致しますと、この目安額というのは一見高すぎる額のように思われなくもない額だったわけでございます。ただし、その後出されたデータ等に基づきますと、熊本県の物価は九州の中でも相対的に高く、また、こちらは全国のデータでございますが、実質賃金の低下というのがここ3年程継続し、かつ、低下後の数値が開いてきているという状況がございました。

最低賃金法で求められる考慮要素といたしましては、賃金、生計費、支払い能力の三要素ではございますが、そもそも、最低賃金法の目的ですね、賃金の低廉な労働者について最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質の向上を図るという立法目的も併せて考えますと、中央最低賃金審議会の小委員会報告で述べられておりました、消費者物価の上昇から労働者の生計費という観点を重視すべきという判断に熊本県最低賃金審議会公益委員も同意をしたところでございます。

さらに、労働者側が主張されてまいりました、今の最低賃金水準に基づく所得では、ワーキングプアに留まらざるを得ないといった御主張なども勘案いたしまして、公益見解を考えるにあたりまして、まずは中央最低賃金審議会の目安小委員会報告の中で示されました、有期短時間契約社員の賃上げ率の加重平均 5.74%というものに着目いたしました。すなわち、生計費が乏しくなりがちであると考えられる非正規労働者への所得保障をより生活が不安定な未組織労働者にも波及させていくということが重要であるということのポイントとして考えるということにいたしました。ここで、5.74%を前提いたしますと、現行の 898 円 \times 1.0574 = 949.5、950 円という額が出てまいります、つまり、現行の 898 円より 52 円プラスというところを、公益見解を形成する際の一つの指標としたところでございます。ここからさらに、具体的な熊本県にかかる統計情報を用いまして、熊本の実情を勘案し、このプラス 52 円から上げるべきなのか、下げるべきなのか、そのままにすべきなのか、ということを検討いたしました。検討要素としては、一つ目は三要素の一つの支払能力ということに関わります、全体の景況感でございます。こちらは、九州財務局等のデータを用いますと、中小零細を含めまして今後の成長の見込み、あるいは経営状況等を見る限りは、熊本県の企業におきましては、あまりマイナスというふうに積極的に判断するような要素というのはデータ上見られなかったということでございます。また、九州財務局のデータからも倒産よりも廃業が多く、その理由といたしましては、経営者本人の事情や後継者不足というのが多数を占めておりましたことから、昨今の賃上げというものが企業経営の継続といったものに大きく不利益を及ぼしているということは、これらのデータから導けなかったところでございます。なお、熊本県の場合は、T S M C 進出の影響というものをどのように勘案するかということが、一つ話題にはなるかとは思いますが、現時点におきましては推計等で示されておりますものの、実態として熊本県全体にその波及効果が及んでいるのかどうかということにつきまして、これを判断できるような実数的なデータというものが今回の審議会におきましては、少なくとも出てまいりませんでした。

ですので、この点につきましては今回の最低賃金額の決定にあたりましては評価が難しいというところで保留とさせていただいたところでございます。

その他の考慮要素といたしましては、賃金水準や物価水準による不利益緩和機会にかかる労使の相違という点がございまして、すなわち、労働者におかれましては賃金が低くて生活が立ち行かないという場合、低所得者層に対しまして減税措置等の支援はございますものの対象は限定されております。従いまして多くの場合、副業等自力で収入を増やしていくしかない。他方で企業の場合は、最低賃金増加による不利益を、例えば賃上げ税制、価格転嫁、各種助成金の活用等を、公的に支援を受けつつ緩和する機会が労働者に比べてより多く開かれているというふうに考えることができます。

ただし、不利益緩和の機会があるといっても、当然のことながら全ての企業に100%このような機会が保障されているわけではございませんので、この点につきましては配慮が必要ではないかというふうに考えたところです。

3点目といたしまして、実勢の賃金水準でございます。

審議の中で、熊本労働局に県内のハローワークにおける求人の情報を調査していただきました。ここで出てきましたデータによりますと、県南の最も低い求人情報の最低額でも996円という額が出てきたところでございます。つまり、実態といたしましては、企業は現行の898円を一定額上回るような支払いとできているということ、また、このような支払いを行わないと人材確保が困難で、企業経営をする以上は一定額の賃金を出していかなければいけない実情があるということがこのデータから見て取れたところです。

これらに合わせまして生計費という観点からは、先ほど申し上げましたように消費者物価が継続的に上昇しているということ、また、総務省の消費者物価地域差指数というデータによりますと、熊本の物価というのは九州各県と比較しても相対的に高いということで、現在最低賃金水準が九州では4番目ということになっておりますが、他県の物価水準と比較いたしますと、熊本県世帯の生計というのは相対的に苦しい状況に陥りやすいということが推察される。この点も判断要素となっております。

最後に補足的な、三要素とは異なる観点にはなりますが、影響率についても今回の公益見解を出すにあたり考慮に入れさせていただきました。令和5年度の影響率につきましては、全国加重平均では21.6%という数値が出ておりました。また、大分、佐賀、長崎など九州各県が19%から20%以上という影響率の中、熊本につきましては17.9%という相対的に低めの影響率でございました。この点、今年度につきましては県内企業の景況感が全体としてマイナスの要素というのがあまり見て取れないこと、そして消費者物価指数が九州他県と比べても高めであるということ、等々から昨年に引き続きまして九州内で相対的に低い影響率、つまり最低賃金引上げが及ぶ労働者の範囲を少なく留めるといった方向にはなかなか働かないのではないかと、ということも考えた次第です。

以上のようなことを総合考慮いたしまして、今年度の公益見解といたしましては、先ほどの報告書の中でもありましたように、目安額プラス4円の54円、額としては952円という額を御提示させていただいたところでございます。

以上、私からの経緯についての御説明でございますが、ただ今の報告につきまして、何か御質問等ございますか。

(質問等なし)

会長 それでは御質問等ないようでしたら、今回は全会一致には至りませんでしたので、専門部会報告につきまして審議会としての議決をお願いすることになります。

それでは、専門部会報告に対する採決を行いたいと思います。採決に入る前に、事務局には定足数の確認をお願いします。

指導官 本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 14 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、委員の 3 分の 2 以上又は労働者委員、使用者委員及び公益委員の各 3 分の 1 以上の出席の、定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

なお、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項により、会長は可否同数の時に裁決権を持っていることから、委員として表決に加わらないとされています。

室長 それでは、挙手の方法により採決を行いますので、よろしく願いいたします。

引上額 54 円、時間額 952 円に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員挙手：公益代表委員 3 名、労働者代表委員 5 名)

賛成 8 名です。

引上額 54 円、時間額 952 円に反対の方、挙手をお願いします。

(委員挙手：使用者代表委員 5 名)

反対 5 名です。

それでは、採決の結果を報告します。採決の基礎数は 13 名、賛成 8 名、反対 5 名、よって賛成多数となりましたことを御報告いたします。

以上です。

会長 ありがとうございます。ただ今、採決いたしましたとおり、引上げ額 54 円、時間額 952 円で結審に至りましたので、答申文を作成することといたします。事務局は答申文(案)の準備をお願いします。

室長 答申文(案)を作成いたしますので、お時間をいただければと思います。

会長 お手元に答申文(案)が配付されましたでしょうか。
それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いいたします。

指導官

朗読します。

(案)

熊賃審発第 10 号
令和 6 年 8 月 9 日

熊本労働局長
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 6 年 7 月 8 日付け熊労発基 0708 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。

別紙

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり(令和 6 年 10 月 5 日予定)

以上です。

会長

ありがとうございます。
ただ今お読みいただいた答申文（案）について、御意見などございませんでしょうか。
はい、諏佐委員お願いいたします。

諏佐委員

文書の表現についてだけですが、なお書きのところ、真ん中あたりから業務改善助成金等の生産性向上支援や「価格転嫁」のところ、「価格転嫁対策」という言葉を入れたほうが文章の意味が明確になると思われま

会長

ありがとうございます。ただ今諏佐委員から御意見がございましたが、委員の皆様、このような修正につきましてご了承いただけますでしょうか。

委員全員

（異議なし）

会長

ありがとうございます。それではこのなお書きの文章につきまして「価格転嫁対策等」という形で修正をいただきまして、答申文の作成をお願いいたします。

（答申文作成）

会長

それでは、修正も含めて皆様には御了承をいただいたということですので、答申文（案）の（案）をお取りいただければと思います。
この後、正式に局長に答申をさせていただくことになります。

指導官

それでは、熊本県最低賃金の改正決定について答申を行います。
会長、お願いします。

会長

<p>熊賃審発第10号 令和6年8月9日</p>
<p>熊本労働局長 金成 真一 殿</p>
<p>熊本地方最低賃金審議会 会長 倉田 賀世</p>
<p>熊本県最低賃金の改正決定について（答申）</p>

当審議会は、令和6年7月8日付け熊労発基 0708 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁対策等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。

別紙

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり（令和6年10月5日予定）

どうぞよろしくお願ひいたします。

局長 ありがとうございます。

指導官 それでは、金成労働局長から一言挨拶申し上げます。
局長、お願いします。

局長 ただいま熊本地方最低賃金審議会会長から、「熊本県最低賃金の改正決定について」の答申をいただきました。

本年度は、7月8日の第9回本審での諮問後、審議に入る前に県内企業への実地視察を行い事業者と労働者の方から生の声を聞いていただいたり、熊本県最低賃金専門部会におきましては、熊本県では初めてとなりますけれども、関係者からの意見聴取も行っていただきました。

今年度は、6回に及ぶ専門部会を開催していただきましたが、中央最低賃金審議会から示されました50円という過去最高額となる目安を参考に、県内における物価の動向、賃上げの状況、企業の業況など最低賃金法に定める3要素を十分に考慮し、真摯な議論の末、本年度の改正額の答申をいただきま

したことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。また、専門部会報告書に、県内の中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げに向けた一層の支援の実施につきまして、審議会から当局へ建議がなされるよう要望することが盛り込まれました。この点につきましては、次回の審議会で改めて建議をいただくこととなろうかと思っておりますが、その上で必要な対応をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、猛暑が続く中、真摯な御審議をいただいたこと大変感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

指導官 それでは、おそれ入りますが、カメラ撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

会長 局長ありがとうございました。
今年度におけます熊本県地域別最低賃金の改正の審議はこれで終了いたします。これまでの審議におきまして、賃上げに向けた環境整備については公労使ともに共通の認識であったところでございます。なお、専門部会報告書にありました賃上げに向けた環境整備につきましては、建議とし次回の審議会において審議をさせていただく予定です。
それでは事務局から、今後の審議日程について説明をお願いします。

室長 本日、地域別最低賃金の答申をしていただきましたので、本日8月9日から異議申出の公示を行います。
公示期間は8月26日(月)までといたします。異議申出が提出されますと、異議申出に係る審議を行っていただくこととなります。異議申出が提出された場合は、8月27日(火)午前10時30分より、第12回本審(異議審)をA棟10階大会議室で開催させていただく予定としております。なお、専門部会報告にありました中小企業・小規模事業者に対する支援施策等に係る建議についても、第12回本審で検討していただく予定としております。なお、当初予定しておりました8月21日の本審につきましては、本日答申により開催はなくなりました。先ほど説明申し上げたとおり、8月27日に第12回本審を開催させていただくこととしております。
続きまして、特定最低賃金についてのことになりますが、8月27日の異議審の開催前に、午前9時30分からA棟10階大会議室で、運営小委員会を開催させていただく予定としております。
運営小委員会では、第9回本審で局長から諮問させていただいた特定最低賃金改正の必要性の有無について御審議いただきたいと考えております。ここでの審議結果がまとまりましたら、その後、第12回本審で報告していただき、その後、局長へ答申していただきたいと考えております。
第12回本審の正式な開催については、後日連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長

ありがとうございます。ただ今の審議日程につきまして御質問等ございませんでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の審議を終了したいと思います。

お忙しい中、お時間を作っていただき、真摯に審議を行っていただきありがとうございました。皆様方の御尽力に感謝申し上げます。